

## 香川自治会役員選考委員会細則

### (趣 旨)

第1条 この細則は、香川自治会会則（以下「会則」という。）第13条第1項に規定する香川自治会役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）について、組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2条 選考委員会は、自治会全役員のうち自治会長（以下「会長」という。）、代表副会長の任期満了に伴う次期役員を選出に関する事項を所掌する。

### (組 織)

第3条 選考委員会の委員は、会則第11条による会長、代表副会長、副会長、理事（町内副会長、総務部会長、会計部会長に限る。）により構成する。

- 2 選考委員会に委員長を1名置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

### (会 議)

第4条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選考委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、選考過程、選出結果を総代会に報告し承認を得る。

### (任 期)

第5条 委員の任期は、選考委員会発足日から会則第11条第1項及び第2項の役員が会則第13条第1項により総代会において承認されたときまでとする。

### (その他)

第6条 この細則に定めるもののほか、選考委員会の運営その他必要な事項は、選考委員会において協議し決定する。

## 附 則

この細則は、平成25年12月1日から施行する。